

2026年1月施行

「下請法」は「取適法」へ!
あなたの会社も関係あります!

センター1分解説

「取適法」の知っておきたいポイント

2026年1月1日施行の「取適法」について、
委託・受託事業者の視点から、重要ポイントを解説します。

2025.9 北上市産業支援センター

そもそも「下請法」とは？

下請法の目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護です。

下請法の適用対象

〈取引の内容〉

製造委託

製品の製造を委託する取引。

修理委託

製品の修理を委託する取引。

情報成果物作成委託

プログラム作成や情報処理を委託する取引。

役務提供委託

倉庫保管や運送などの役務を委託する取引。

〈資本金区分〉

※製造委託の場合

区分	資本金基準
親事業者	3億円超 (1千万円超3億円以下)
下請事業者	3億円以下 (1千万円以下)

※取引内容により基準が異なります。

改正により法律名・用語が変更

今回の改正の目的は、構造的な価格転嫁による賃上げ原資の確保と、負担感のある商慣習の一掃です。
「下請」という文言は、法律上なくなります！

通称；下請法

下請代金支払遅延等防止法

下請代金

親事業者

下請事業者

通称；取適法（とりてきほう）

製造委託等に係る中小企業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律

製造委託等代金

委託事業者

中小受託事業者

法律の適用対象が拡大

法改正によって、新たに法律の対象となる事業者や取引が拡大されます！

拡大!

特定運送委託の追加

(発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引)

従業員基準の追加

対象取引

=

取引の内容

+

資本金/従業員基準

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

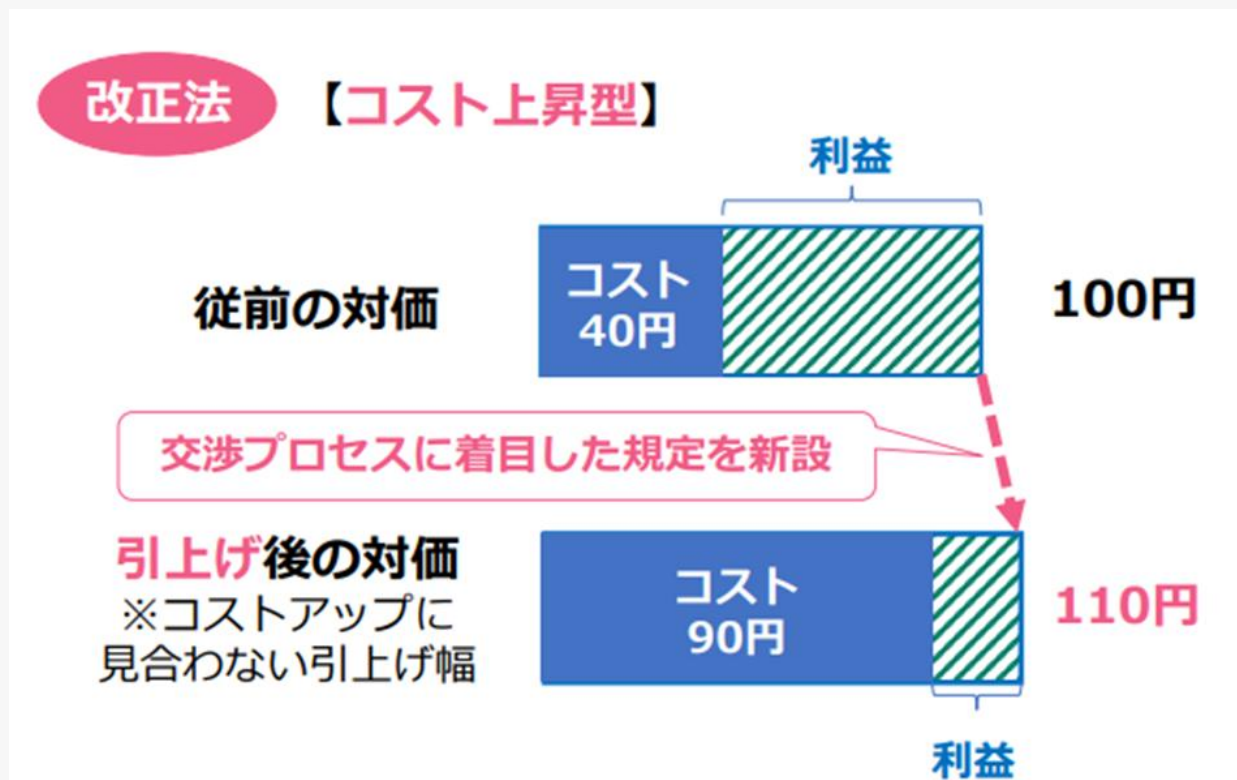
委託事業者	資本金 3 億円超	→	中小受託事業者	資本金 3 億円以下
	資本金 1 千万円超 3 億円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 300 人超			従業員 300 人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金 5 千万円超	→	中小受託事業者	資本金 5 千万円以下
	資本金 1 千万円超 5 千万円以下			資本金 1 千万円以下
	従業員 100 人超			従業員 100 人以下

規制の内容が追加・強化

協議に応じない一方的な代金決定が新たな禁止行為に追加。
また、取適法上の支払手段として、手形払は禁止されます（電子記録債権やファクタリングについても厳格化）



中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、一方的に代金を決定すると、たとえ価格引上げであっても法律違反の可能性あり。

受託事業者側のメリットは？

法改正により中小受託事業者のメリットが拡大。メリットを活用して適正な価格転嫁を進めましょう！

① 適用基準の拡大

変更点: 資本金基準に加え、従業員基準（300人以下、100人以下）が追加。

メリット: より多くの中小事業者が保護対象となり、不当な取引から守られる機会が増加。

② 対象取引の拡大

変更点: 「特定運送委託」という新たな取引が適用対象に追加。

メリット: これまで保護されなかった運送関連の取引なども対象となり、保護範囲が広がる。

③ 禁止行為の明確化

変更点: 一方的な代金決定や手形払いの禁止など、不利益を与える行為が明確に禁止。

メリット: 法律を根拠に不当な要求を拒否しやすくなる。

もっと詳しく！

公正取引委員会・経済産業省 改正ポイント説明会 (現地)

令和7年11月5日（水）

13：00～16：30

@岩手県商工会連合会館2階研修室
(盛岡市盛岡駅西通1-3-8)

「取適法 改正ポイント説明会」で検索

経済産業省 適正取引講習会 (オンライン)

令和7年10～12月

随時開催中

「適正取引講習会」で検索